

## 第8回教育委員会会議録

1日 時 平成29年8月23日(水) 開会：10時07分  
閉会：11時00分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地  
周南市教育委員会 2階会議室

3出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 片山研治委員 大野泰生委員

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長  
出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所主査 熊毛総合出張所次長  
鹿野総合出張所次長

5書 記 教育政策課主幹、教育政策担当係長

### 6議事日程等

日程順位	件名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第16号 学校内科医の解嘱及び委嘱について
3	議案第27号 周南市立小・中学校通学区審議会規則の一部を改正する規則制定について
4	議案第28号 平成29年度周南市一般会計補正予算要求について
5	議案第29号 周南市奨学金貸付等基金条例制定について
6	議案第30号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例制定について

7 委員会協議会 (1) 9月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について  
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長 　ただ今から「平成29年第8回教育委員会定例会」を開催いたします。  
議事日程に従いまして、進めてまいります。  
それでは、日程第1、「会議録署名委員の指名について」指名をさせていただきます。  
本日の会議録署名委員は、池永委員さんと大野委員さんをお願いいたします。

2	報告第16号 学校内科医の解嘱及び委嘱について
---	-------------------------

教育長 　続いて日程第2、報告第16号「学校内科医の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件について、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長 報告第16号「学校内科医の解嘱及び委嘱について」につきましてご報告いたします。

1ページをご覧ください。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

2ページをご覧ください。学校医の委嘱につきましては委嘱期間が1年間で、今年度の配置につきましては4月の定例会でご報告をさせていただいております。

この度、菊川小学校、菊川中学校の内科学校医の田中 豊秋（とよあき）様の辞退を受けまして、徳山医師会より学校医交代の連絡がございました。

ご推薦いただいた学校医は田中 琢磨（たくま） 様でございます。

これによりまして、田中 豊秋 様を6月30日付で解嘱し、田中 琢磨（たくま） 様を7月1日付で委嘱いたしました。

以上で報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

教育長 　この件につきまして、何かご質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第16号を承認いたします。

3	議案第27号 周南市立小・中学校通学区審議会規則の一部を改正する規則制定について
---	--

教育長 　続いて日程第3、議案第27号「周南市立小・中学校通学区審議会規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件について、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長 3ページ、議案第27号「周南市立小・中学校通学区審議会規則の一部を改正する規則制定」について説明いたします。

提案理由につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号」によるものでございます。

4ページをご覧ください。周南市立小・中学校通学区審議会は、「周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例」に基づいて設置されている附属機関でございまして、周南市立小・中学校通学区審議会規則で定めてございます。この度の改正は、当審議会委員の任期を変更する改正でございます。

委員の任期につきましては、1年とし、9月1日から翌年8月31日までの期間で委嘱を行っています。また、委員につきましては周南市立小・中学校通学区審議会規則第2条によりまして、

(1) 保護者の代表者、(2) 小・中学校の校長、(3) 学識経験者、(4) 市の職員 から委嘱をしております。毎年、委嘱にあたって、保護者の代表や小・中学校の校長については、事前にPTA連合会や小・中学校校長会からそれぞれ事前に推薦を受けておりまして、学識経験者につきましては元教育委員や元校長など教育関係者から、市の職員につきましては職責や地域性を考慮して企画課長、各総合支所長から委嘱を行っております。

しかしながら、通学区に関する審議会の開催は、審議事案が生じたときに教育委員会の諮問により随時行われ、一定期間のみに開催されている状況でございます。

このことから、周南市立小・中学校通学区審議会委員の任期を特に1年間とする必要性はなく、当該諮問に係る審議の期間とすることで十分な状況でございます。

また、審議事案が生じた場合にも、各団体からの事前の推薦などを受けていることから、委員の委嘱も早急に行える状況であります。

こうしたことから、周南市立小・中学校通学区審議会委員の任期を特に1年間とする必要性はなく、当該諮問に係る審議の期間とすることで十分な状況になりますことから、周南市立小・中学校通学区審議会規則第3条を改正し、委員の任期を1年から、審議を行う期間に変更するよう、規則の改正を行うものです。

説明は、以上でございます。ご審議、ご決定のほどよろしく願いいたします。

教育長 はい、この件につきまして、まずご質問ございませんか。

大野委員 経緯についてはすぐわかりました。審議をされる期間というのは、普通はどのくらいの期間で行われるものなのでしょうか。

学校教育課長 審議の内容が出てから協議をする期間となります。そのため、一定期間、いつからいつまでということではございません。ケースが出るまでの期間ということになります。

大野委員 審議ごとということですね、わかりました。

教育長 その他にご質問はございませんか、よろしいでしょうか。

それでは、議案第27号を決定いたします。

4	議案第28号 平成29年度周南市一般会計補正予算要求について
---	--------------------------------

教育長 続いて日程第4、議案第28号「平成29年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題といたします。この件につきましては、まずは生涯学習課、次に学校教育課の順番で説明をお願いいたします。

生涯学習課長 生涯学習課です。議案第28号、「平成29年度一般会計補正予算要求について」ご説明いたします。議案書は、7ページから10ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第12号によるものでございます。

このたびの補正予算は、文部科学省の補助事業である「学校・家庭・地域の連携協力推進事業 放課後子供教室の一体型の推進に係る設備整備」に対して、本年5月に申請しており

ました本市の事業がこの度正式に決定しましたことから、事業に必要な経費を9月定例会に補正予算として計上するものでございます。

補正予算要求額は10ページに記載のとおり「711千円」でございまして、パソコン4台、プリンター4台、デジタルカメラ2台の購入に要する経費でございます。

なお、本補助事業は、全国各市町において一体型で進める放課後子供教室が、運営上必要な設備の購入に要する経費に対して、文部科学省が100%の補助率で支援するものでございまして、一体型で運営している市内15の教室にヒアリングを行い、その結果、要望のあった設備を申請していたものでございます。

なお、補正額が711千円とありますが、歳入が710千円で、1千円が一般財源ということになります。以上で説明を終わります。

教育長 それでは、学校教育課お願いします。

学校教育課長 続きまして、学校教育課分ついて、説明いたします。

議案書の10ページをご覧ください。

歳出予算のうち、「教育費」、「小学校費」、「小学校教育振興費」の小学校就学援助費699万4千円の増額、及び「教育費」、「中学校費」、「中学校教育振興費」の中学校就学援助費1338万6千円の増額について、説明いたします。これは、平成29年3月31日、国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」の改正で、補助の対象者に「就学予定者」の保護者を加えられたことから、本市においても補助の対象者に就学予定者の保護者を加えることといたしました。このことにつきましては、この後の議案30号においてあらためて説明させていただきますが、補助対象者に就学予定者の保護者を加えることにより、就学援助費のうち新入学児童生徒学用品費等の支給時期を現行では入学した年の7月としておりますが、必要な時期に支給できるよう、就学予定者の保護者の中で希望する者に対しては前倒して、入学前の3月に支給することができるようにとし、今年度に増額となる経費を補正するものでございます。なお、財源につきましては、すべて一般財源となります。以上で説明を終わります。ご審議、ご決定の程、よろしく願いいたします。

教育長 まず、補足ですが、9ページの「学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金」というところで、その補正額は710千円ということになっております。県の支出金として710千円が歳入として入ってくるということです。10ページを見ますと、社会教育費、青少年教育推進費の補正額が711千円となっております。ですから、歳出額は711千円ですが、歳入額は710千円ということで、差額の1千円は一般財源から支出するということが先ほどの説明でした。それでは、この2つの案件につきましてご質問ございますか。

池永委員 放課後子供教室に対する補正ということですね。各学校で子供の人数が違ってはいますが、金額ですがバランスよく平等にある程度割り当てられるのでしょうか。

生涯学習課長 この度の711千円に要するものですが、先ほども申しましたように、市内に15の一体型の放課後子供教室がございまして、それぞれの教室の担当者に全てヒアリングを行った結果、必要なところがあるという要望がございました5つの教室に対して購入するものでございますので、学校の規模とかについては関係ございません。

教育長 何を購入する予定ですか。

生涯学習課長 パソコン、プリンタが各4台。デジタルカメラが2台になります。詳しく申し上げますと、榑浜放課後子供教室にパソコン、プリンタ、デジタルカメラを各1台、周陽放課後子供教室

にパソコンとプリンタ、福川小放課後子供教室に、パソコンとプリンタ、福川南小放課後子供教室に、パソコン、プリンタ、鹿野小放課後子供教室にデジタルカメラ、ということになっております。

教育長 わかりました。他にご質問はございませんか。  
それでは、議案第28号を決定いたします。

5	議案第29号 周南市奨学金貸付等基金条例制定について
---	----------------------------

教育長 続いて日程第5、議案第29号「周南市奨学金貸付等基金条例制定について」を議題といたします。この件につきましては、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長 よろしく願いいたします。11ページ、議案第29号「周南市奨学金貸付等基金条例制定について」ご説明させていただきます。

提案理由につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第12号により、「教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること」は教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするものでございます。

本議案は、現行の貸与型奨学金制度に、新たに低所得者層への支援としての給付型奨学金及び条件付きの償還支援型の定住促進奨学金を新設するために、現行の「周南市奨学金貸付基金条例」を全部改正し、新たに「周南市奨学金貸付等基金条例」を制定するものでございます。

はじめに、本条例の概要につきまして、事前に配付させていただきました資料により説明させていただきますので、A3版の資料をご覧ください。

ご承知のとおり、国では経済的理由により修学が困難な学生の支援を後押しするため、新制度として平成30年度の本格実施に向け、今年度より返還義務のない給付型奨学金制度を、一定の条件である住民税非課税世帯等を対象に先行し実施しております。

こうした中、本市におきましても、奨学生への金銭的な支援について、基金を有効に活用し、市独自の償還不要の給付型制度等を創設し、奨学金制度の拡充を図るものでございます。

新たな取組として、大きく二点ございます。

1点目として、貸与型奨学金を受ける学生のうち、大学卒業後、市内に定住する意志をもつ学生に対し、条件付きで貸与し、条件が満たされれば一部を償還免除できる「定住促進奨学金」の創設、及び、低所得者層への支援としての給付型奨学金を「修学支援奨学金」として創設し、これらを一般奨学金に上乘せして、貸与又は給付できるようにしようとするものでございます。

公立の高校・大学通算で貸付・給付を受けた場合の試算について、表にて示しております。

①として、「一般奨学金」と記載しておりますが、これが現行の貸与型奨学金でございます。本条例では、「一般奨学金」として定義づけしてございまして、この条例の基本となる制度でございます。奨学生として決定を受けたものは、これまで同様、高校では月額1万8千円を3年間で64万8千円、大学で月額3万5千円を4年間で168万、合計7年間で232万8千円の貸与額、これが現行どおりの制度でございます。これを一般奨学金と定義づけております。

次に、新制度の②定住促進奨学金でございますが、①一般奨学金を受ける学生が前提条件でございます。この制度を受ける学生で、この新制度の貸与を希望した場合、貸与奨学金は

条例にて1万円と定めさせていただいておりますので、①に加え大学で月額1万、4年間受けた場合、48万円の増額となり、そこに記載しております合計額280万8千円となります。

なお、この奨学金の対象者は大学等に在学し、卒業後市内に定住する意志を持つもの、償還支援の対象としては、卒業後、継続して3年以上市内に定住した場合、定住促進奨学金として貸付けた部分を、事例で申し上げますと4年間の48万円を償還免除するという条件をつけているものでございます。

次に、新制度の③修学支援奨学金につきましては、②定住促進奨学金と同様、①一般奨学金を受ける学生が前提でございまして、この中でも特に厳しい経済状況により修学が困難な高校から大学までの学生に対し、月1万円を給付できるものとしておりますことから、高校3年間、大学4年間で計84万円の上乗せ給付となり、合計で、316万8千円の貸与及び給付額となります。

さらに、高校・大学を通して、これら2つの新規制度を併用して利用された場合、これまでの制度の総額232万8千円の約1.57倍になります計364万8千円、最大、修学支援奨学金が84万円、定住促進奨学金が48万円、合計132万円の増額となりまして、県内市町においてはトップの奨学金となるものでございます。

2点目といたしまして、これまでは他の奨学金制度との併用は不可としておりましたが、国をはじめとする他の奨学金制度の給付型のみでございまして、これにつきましては併用可能とするための改正としております。

なお、この拡充した制度につきましては、平成30年度以降進学する学生等から速やかに導入することで、未来（あす）を拓き、未来を担う子供たちが受給できる環境に取り組もうとするものでございます。以上により、資料による説明は終わらせていただきます。

それでは、改めまして、12ページから、条例の内容につきまして、説明させていただきたいと思っております。議案書の12ページにお戻りください。

始めに、第1条の設置でございまして、本基金は、経済的理由によりに修学が困難な者に対し、修学上必要な資金を「奨学資金」と定義づけ、現行の貸与制度に加え、新たに給付型を創設することから、これまでの基金名に「等」を、また、条文内に「給付と貸し付け」を加えたものでございます。

第2条から第4条につきましては、従前同様でございまして、基金の額、基金の管理、基金の運用から生じる収益の整理を規定しております。

次に、第5条の奨学金では、これまでの現行の奨学金を「一般奨学金」とし、その一般奨学金に上乗せして新たに創設するものを、「定住促進奨学金」、「修学支援奨学金」として定義づけをいたしております。

次に、次ページですが、第6条の奨学生の要件でございまして、これまでの貸付の対象、資格につきまして整理したものでございます。ここで、先ほども資料の中で説明させていただきましたが、国をはじめとする他の奨学金制度の給付型について、併用が可能となる規定を第3号に加えております。

第7条は、「一般奨学金」の貸付金額につきまして、これまでの基本となる奨学金の学校区分、月額などを規定しておりますが、主な内容は従前どおりでございまして。

次ページをお願いします。第8条として、奨学金審議会を設置、第9条として、奨学生の決定、第10条から第13条までは、一般奨学金の貸付条件、貸付けの停止、貸付けの取消

し、償還についての規定でございます。

次に、15ページになります。第14条でございますが、新たに創設した定住促進奨学金の額として、奨学生1人につき、月額1万円とする貸付額を定め、第15条に、第8条から第13条の一般奨学金の規定を定住促進奨学金へ準用する条文を設けさせていただいております。

次に、第16条として、先程ご説明させていただきました卒業後3年以上の市内定住による償還免除を盛り込んだ定住促進奨学金の償還の特例を規定いたしましたものでございます。

第17条でございますが、新たに創設した修学支援奨学金の額として、奨学生1人につき、月額1万円とする給付額を定め、第18条から第22条につきましては、修学支援奨学金の給付期間、決定、給付の停止、給付の取消し、返還について規定させていただいております。

次に16ページになります。第23条につきましては、基金の処分について、給付型を創設するにあたり、基金の取り崩しを可能とすることを規定しております。

第24条の委任につきましては、規則等への委任条項でございます。

最後に、附則について、新年度の申請からを予定しておりますことから、平成30年4月1日とするもので、第2項では、準備行為、そして、第3項及び第4項において、平成29年度以前に決定した奨学生につきましても、新条例の適用対象と「みなす」旨の経過措置を規定するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

はい、私共はこの件につきまして、ずっと議論してきましたので今の説明で十分わかるわけですが、委員の中にはまだ十分な理解ができないところもあると思いますので質問をいただきたいのですが、この表が一番わかりやすいと思います。①一般奨学金ですが、これは現行制度のものです。最終的に7年間であれば、232万8千円ほどお貸ししますということです。卒業後一定期間で分割して戻してもらうのが現行制度になります。それに対して②と③は今回オプションという形でこの2つをつけましょうということです。②定住促進奨学金は、卒業後3年間、市内に定住していただければ、そこに書いておりますように48万円、これについては定住が確定した段階で差上げますよと。ただ、232万8千円分については、お返しいただきますと。③修学支援奨学金というのは、経済的にさらに困窮しているという、今のところは小中学生の準要保護家庭に対し就学援助をしておりますが、これに準じた形で、お困りの方が手を挙げていただければ、この84万円については差上げますよと。そして一番下にあります、①+②+③、最大でいえば364万8千円をお手元にお渡ししますが、232万8千円をお返しください。それでオプションの2つについて条件を満たせば、132万円になりますが、この分は差上げましょうと、というような制度であるにご理解いただいて、さてそこで条文等ございますが、ご質問等いただければと思います。

この制度ができますと、県内でも最も進んだ奨学金制度となると自負しております。

池永委員

定住促進ですけど、まず大学を卒業して、周南市にある企業に就職します、株式会社トクヤマ、東ソーなどです。こちらに帰るつもりだったのに、最初から県外で就職して何年も帰らない場合、それは認めてあげるのか。長い間戻らず、よそで貢献するわけですね。就職先は市外だが、住民票はこちらにあるからという基準で認めるのか、そうなった場合は難しいですね。

教育政策課長 それにつきましても事務局で議論を重ねたところ、やはり市の定住促進を進めるとい

ころからも、一応、周南市に居住を確認させていただいて、そこでその期間を猶予するというかたちで進めさせていただきたいと考えているところでございます。

教育長 ですから、奨学金を貸与する時には、卒業したら市内に居住しますという意志がある方に貸与します。ただ、卒業後3年居住いただければ定住促進奨学金部分は償還を免除するけど、市外・県外にいかざるをえなかった場合、市内に住民票がないということになりますので、その場合は申し訳ないですがお返してください、ということで整理しないといけないかなと思います。

池永委員 様々なパターンがでてくるでしょうね。

教育長 意志があると表明された段階で貸与はするのですが、実際に居住されなかったらお返しく下さいということでご理解いただけたらと思います。要は、定住を促進するという奨学金の趣旨ですのでそれに沿ったかたちで運用したいと思います。

松田委員 修学支援奨学金についてですが、これは月額1万円となっていますが、毎月1万円ということで、まとめてということではないということですか。

教育政策課長 おっしゃるとおりでございます。

大野委員 大学進学とかで東京にいたりする場合、住民票とかもそちらに移すことになると思うのですが、それはよいのですよね。

教育政策課長 大学等の進学に伴いまして、住民票は移すことになると思います。保護者の方は、周南市に住民票があるという条件がございますが、学生に関して特に制限は設けていません。

教育長 13ページの第6条の2号の一行目の箇所を理解してよろしいでしょうか。「保護者が住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者」という理解です。

もともとこの奨学金は、ご本人の責任によると、就学援助の場合は、保護者の方が申請者になりますが、奨学金の場合は、ご本人が申請者となるためご本人に責任があるということになります。ただ、在学中のため、手続き等は保護者の方がされるという理解でよいですよ。

池永委員 修学支援奨学金についてですが、資料を見ながらになりますが、この成績基準というところがありますが、「一定の学力」というのはどの程度なのでしょう。大学とかの推薦的な基準があるのか、成績だけでやるのか、生活態度とかも加味するのか。これを決められるのは審議会でだと思のですが、この「一定の学力」というのが少し曖昧かなと思うのですが。

教育政策課長 これまでのことで申し上げますと、学校長からの推薦書には、生活態度、出席状況など様々な角度からのコメント・情報が記載されています。また成績証明書も添付されています。それに加え、所得基準も大きな判断材料ですが、そうした基準を満たしたもので、学力が何点何以上という基準で判定されている自治体もありますが、周南市の場合は審議会の中で、何点とかの成績だけでなく、推薦書に記載された学校長のコメントや申請書に記載された本人の修学する意志・意欲を鑑みながら、相対的に判断させていただいているところでございまして、明確に点数による成績のみで縛っているところは今はないという状況です。

教育長 国・県、様々な奨学金制度がございます。多くの場合、評定が何点何以上という規定があったりするものが多いのですが、そうでない向学心に燃える子どもたちも支援していくというのが市の責務ではないかという基本的な考え方はあります。12ページの第1条のところですが、「経済的理由により修学が困難な者に対して修学上必要な資金を給付し、又は貸し付けることによって」と、また13ページの第6条で「全ての要件を備えた者でなければな

らない」とあり、第4号で「向学心があり、人物、学業ともに優秀であると認められる者」と規定していますが、要は行いの面であればこれに該当しないということになります。その基準を例えば数値化したもので判断していくというものではないという整理でございます。漠然としたと言われればそうなのですが、何よりもしっかりと、経済的に困難な状況にはあるが勉強し続けていくという意志を尊重したいという思いでございます。

松田委員 14ページの「貸付けの取消し」の第12条第2号のところですが、「疾病その他の事由により、卒業の見込みがないと認めたとき。」は貸付けの取消しになり、また貸付けを受けた分を償還しなければならなくなると思うのですが、疾病の場合は故意に疾病になることは中々考えられないので、そういう時は、次条の第13条第4項にあります「市長は、特に必要があると認めたときは、一般奨学金の償還を猶予し、又はその全部若しくは一部を免除することができる」という規定が加味されると考えてよろしいのでしょうか。

教育政策課長 その点につきましては、おっしゃられたとおり、疾病その他の事由ということで様々な事由があると思えますが、それにつきまして適用される条項ですが、委員が言われた条項において猶予等を判定しながら、特に必要と認めた場合については慎重に審議し、償還額・期間についても対応していくということで進めたいと考えております。

教育長 12条の場合は、貸付けを取消すということの理由を規定しているものです。病気になったりとか、お亡くなりになったときに貸付けを取消すということでございます。そして今おっしゃった13条第4項では、償還を猶予し、あるいは全部又は一部を免除することができることを規定しています。ですから、貸付けは取消しますが、今まで貸付けたお金について、市長が特別に認めた場合は、それを猶予したり一部を免除したりできますということでございます。

大野委員 このように優遇された措置があるというのは本当にありがたいことだと思います。これから給付をされるにあたり、何人くらいの人を見込んでいるのでしょうか。

教育政策課長 基金を活用しながら、また枯渇することがなくこの制度が続くように財源については考えているところですが、現在の見込みについては、今年度の場合、8人の奨学生の決定をいたしました。修学支援奨学金で検討している基準に該当する方は2名でございました。定住促進奨学金につきましては、まだ見通しとしては未定でございますが、今後、この新たな制度を周知していくことで、一般奨学金についても申込みは増えていくだろうと思っています。一般奨学金の枠が、これまでが25名程度でしたが、今年度は8人、昨年度は4人の応募者でした。このような傾向から、給付型に該当する方が5人程度、定住促進奨学金についても5人程度の応募と見込んで上乗せによる新制度への応募者が10人程度と考えて、現行制度を利用されている方の償還スケジュールでシュミレーションしたところ、この基金については数十年は持つだろうと想定しています。実際の募集枠については、今後の状況を見込みながら、制限を設けることも出てくるかもしれませんが、まずは制度を知ってもらって、利用してもらおう人を増やすということに努めたいと考えています。

教育長 これまで、奨学金制度を運用しているわけですが、段々利用される方が少なくなっているわけですし、昨年度は4人、今年度は8人でした。なぜこのように少なくなっているのかと議論したわけですが、結局貸してもらうのはありがたいが、返す目途が立たないという現状があると。そうしたことがあるとすれば、給付型についてしっかり拡充していこうということを議論の柱にしてこの度の制度設計をしたわけです。これによって少しでも、実際に必要とされる方が手を挙げていただけるようにしっかりと進めていこうと考えています。

池永委員 第2条に基金が5億円とありますが、ソロプチミスト徳山とかの寄附金があると思います  
がその他にもあるのでしょうか。企業にもお願いをしたりとか。

教育政策課長 基金については現在、2億6千万程度をもって運用しているところでございます。昨年度  
もソロプチミスト徳山からもふるさと周南応援寄附金にていただいております。これまでも  
様々な個人・団体から寄附をいただいておりますが、こういった制度の充実を周知すること  
で、ふるさと周南応援寄附金の指定寄附などをいただきながら、基金の財源に繋がることを  
期待しているところです。

池永委員 せっかくいい制度ですので、利用者が少ないということですのでしっかりと周知をお願い  
したいと思います。定住ということになると、地元の企業の採用ということが関係してくる  
と思います。奨学金を受ける前から企業がこの制度に関係するというのは難しいと思いた  
すが、就職先に地元企業の採用といいですか、この奨学金を受けている学生でないとい  
意味がないかもしれませんが、いい制度だと思うので、企業との連携、企業への周知をと  
おして、今後の定着に結びつけられるような形になればいいと思います。

教育政策課長 応援いただきありがとうございます。定住促進で、U J I ターンや他の機関や関係各課と  
も連携しながら、学生として利用されることはもちろん、保護者の方に対しても周南市は子  
どもを育てる環境が整っているという積極的なPRができたかと考えています。

教育長 商工会議所等の企業との連携ということも、関連する会議等でしっかりと話しをしてい  
きたいと考えております。

それでは、他にご意見はございませんか、よろしいでしょうか。それでは、議案第29号  
を決定いたします。

6	議案第30号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例制定について
---	---

教育長 続いて日程第6、議案第30号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例の一部を改正す  
る条例制定について」を議題といたします。この件につきましては、学校教育課から説明を  
お願いいたします。

学校教育課長 18ページ、議案第30号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例の一部を改正する条  
例制定」について説明させていただきます。

提案理由につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第  
2条第12号」によるものでございます。

19ページから20ページを御覧ください。先ほどの、議案第28号でも、少し触れさせ  
ていただきましたが、この度、国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨  
励費補助金交付要綱」が改正されまして、補助対象者である、「経済的理由によって、就学  
困難と認められる児童又は生徒の保護者」に「就学予定者の保護者」が加えられたことに伴  
いまして、周南市小・中学校児童生徒就学援助につきましても、「就学予定者の保護者」も  
対象にするものでございます。条例の第2条を対象者といたしまして、第3号に「周南市に  
居住する就学予定者（学校教育法施行令第5条第1項に規定する就学予定者をいう。）」を  
追加しております。

これに伴いまして、条例中、「児童生徒」という表現をしておりましたところを、就学予定者で小学校に上がる前の子どもたちは児童生徒に該当しませんので、「児童生徒等」ということでの改めたものでございます。

今回の改正によりまして、今まで就学援助費のうち「新入学児童生徒学用品費等」を入学後の7月に支給しておりましたが、入学前に支給できるようになります。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長

これまでは、新入学の学用品費等は実際に、小学生1年生になった、中学生1年生になったその年の7月に支給していたわけですが、ところが実際に入学に要する費用というのはもっと早い時期に必要なのではないか、例えば入学する前の3月ぐらいに提供できれば助かるのではないかというのがこの改正の元にあるわけです。中学校1年生になられる場合は、その前が小学校6年生ですから、これまでの児童という概念でいいわけです、4月になれば児童から生徒になりますから。ところが、小学校1年生の場合は、その前は幼児という段階で、児童と規定してしまうと3月の時点では該当しなくなります。「等」としているのは、例えば幼稚園にいるお子さんも対象であることを意味します。幼稚園にいる3月に提供し、そして4月に入学され、児童になると。必要な時に、必要な方に必要な援助を差し上げたいということから所要の改正にいたったということです。以上を踏まえて、何かご質問ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか、それでは、議案第30号を決定いたします。

その他に何かありますか。よろしいでしょうか。

それでは以上で、平成29年第8回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

池永 博 委員 \_\_\_\_\_

大野 泰生 委員 \_\_\_\_\_